

# 産業廃棄物広域再生利用指定制度の廃止に伴う廃タイヤの適正処理について

平成 23 年 3 月 15 日  
(社) リース事業協会

## 1. 背景

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では、産業廃棄物の回収及び再生利用の促進を目的として、環境大臣の指定を受けた製造事業者等による広域的な運搬システム等を活用した産業廃棄物<sup>1</sup>の回収・再生利用について、産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を不要とする制度（産業廃棄物広域再生利用指定制度）が創設されていた（平成 6 年）。同制度は「広域認定制度」の導入に伴い廃止されているが、「広域認定制度」への円滑な移行のために、当面の間、同制度を存続させる経過措置が設けられていた。

しかしながら、改正廃棄物処理法（平成 23 年 4 月 1 日施行）では、「産業廃棄物広域再生利用指定制度」に係る経過措置が廃止されている。

## 2. 改正廃棄物処理法施行後の取扱い

「産業廃棄物広域再生利用指定制度」の廃止に伴い、環境大臣の指定を受けた製造事業者等が従前のように産業廃棄物となった製品の収集運搬または処分を行う場合には、産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を受けなければならない。

環境省ホームページによると、広域再生利用指定産業廃棄物処理者の指定状況は以下のとおりである。

	指定番号	指定年月日	指定産業廃棄物	指定を受けた者
1	2	平成 7 年 8 月 22 日	廃ゴムタイヤ (自動車用のものに限る収集運搬)	日本タイヤリサイクル協会
2	3	平成 7 年 8 月 22 日	廃ゴムタイヤ (自動車用のものに限る処分)	日本タイヤリサイクル協会

※環境省ホームページより（平成 22 年 4 月 7 日現在）

## 3. リース取引との関係

リース会社がリース終了となった自動車を廃棄する場合には、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づいて、当該自動車を引取業者に引き渡す義務が課せられている。一方、タイヤ交換等のサービスを付加したメンテナンス・リース取引では、リース期間中のタイヤ交換時に排出される廃タイヤについて、リース会社が排出事業者<sup>1</sup>に該当することが考えられる。従前の「産業廃棄物広域再生利用指定制度」においては、環境大臣の指定を受けた製造事業者等に廃タイヤを引き渡すことが可能だったが、改正廃棄物処理法では産業廃棄物収集運搬業者及び処分業に委託することに留意する必要がある。

以上

<sup>1</sup>産業廃棄物広域再生利用指定制度では、当該製造事業者が製造・加工等を行った製品が廃棄物となった場合のみを対象としている。